

## 高松港自走式港湾多目的クレーン保守点検業務仕様書

## 1 保守点検対象

名称：高松港自走式港湾多目的クレーン 1基  
設置場所：香川県高松市朝日新町（高松港コンテナターミナル内）  
形式：移動式ハーバークレーン（ジブが伸縮しないホイールクレーン）  
定格荷重：35.0～19.7t（コンテナ）、51.2～26.6t（重量物）  
吊上荷重：53.5t  
揚程：全体48.0m（岸壁面上36.0m、岸壁面下12.0m）  
使用範囲：ジブ最大長さ40m、傾斜角25～79度、全旋回、作業半径10.0～38.0m  
設置時期：平成21年1月（供用開始 平成21年2月）  
その他、下記を含むクレーンを構成する又はクレーンに付属する機器一式

回転フック	1台
コンテナ用スプレッダ	1台

## 2 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 3 業務実施時期等

(1) 保守点検業務は原則として夜間、休日、祝日の作業は行わないこととするが、やむを得ず作業を実施する必要がある香川県高松港管理事務所（以下「甲」という。）が認めた場合及び、障害・事故・天災等のため甲からの指示がある場合には、前記に関わらず業務を行うものとする。

(2) 原則として、強風・高潮等の悪天候のため点検に支障が生じる可能性がある場合は、点検は行わないものとするが、緊急の点検が必要と考えられる場合は、甲と受託者（以下「乙」という。）の協議のうえ実施を決定する。

## (3) 年次点検

1年に1回実施するものとする。（1月頃実施）

## (4) 月例点検

毎月1回実施するものとする。ただし、年次点検実施月は、年次点検をもって月例点検に代えるものとする。（計11回）

## (5) 点検予定日

乙は当該荷役機械使用者と日程調整を行ったうえ、甲に点検予定日を連絡・通知し、承認を得ること。

## 4 業務範囲

## (1) 点検業務

## ① 点検の種類

労働安全衛生法第45条に基づき、クレーン等安全規則第76条（年次検査）及び第77条（月次検査）に定める定期自主検査

## ② 点検内容

（定期自主検査 年次）

移動式ハーバークレーンに定格荷重に相当する荷重の荷を吊り、吊り上げ、旋回、

走行等の作動を定格速度により行う荷重試験

(定期自主検査 月次)

次の事項についての検査

- 1 巻過防止装置その他の安全装置、過負荷警報装置その他の警報装置、ブレーキ及びクラッチの異常の有無
  - 2 ワイヤロープの損傷の有無
  - 3 フック等の吊り具の損傷の有無
  - 4 配線、配電盤及びコントローラー等の異常の有無
- その他、機能確認上必要と思われる検査項目

(別添 メンテナンスチェックリスト (移動式ハーバークレーン メンテナンス説明書より抜粋) 参照)

### ③ 点検方法

定期自主検査は、「港湾荷役機械の点検診断ガイドライン」(平成26年7月30日国土交通省港湾局策定)、「移動式クレーンの定期自主検査指針」(昭和56年12月28日自主検査指針公示第1号)に沿って的確に実施するものとする。

なお、上記点検内容、ガイドライン及び指針に記載されていない項目であっても、機能確認上必要と思われるものについては行うものとするが、浸透探傷試験・超音波探傷試験等の非破壊検査は不要とする。

## (2) 保守業務

### ① 年次点検 (定期自主検査) 時に行うもの

(給油)

月次点検時に潤滑・給油状態の悪化、油量減少、油劣化等の確認された箇所、又は使用限度を迎えた箇所

(消耗品交換)

月次点検時に摩耗・汚損・損傷等を生じたシール・フィルタ等消耗品類、又は使用限度を迎えた消耗品類

### ② 年次及び月次点検 (定期自主検査) 時に行うもの

(給油)

年次点検時に潤滑・給油状態の悪化、油量減少、油劣化等の確認された箇所、又は使用限度を迎えた箇所

(消耗品交換)

年次点検時に摩耗・汚損・損傷等を生じたシール・フィルタ等消耗品類、又は使用限度を迎えた消耗品類

### ③ その他

上記対象外の油脂・フルード類・冷却液・消耗品類等の交換、塗装の一部補修等は必要に応じて対応すること。

## (3) その他小修繕

点検業務において確認した不具合のうち、点検業務内において処理できる小修繕及び調整は、業務範囲内として処理するものとする。

## (4) 障害時の対応

点検時に緊急修繕を必要とする故障・破損等が認められた場合、乙は直ちに甲に報告のうえ、応急対応を行うこと。また、点検時以外に発生した障害については、甲よりの緊急対応等を依頼する場合がある。

いずれの場合も、軽微な部品の交換等で対応できない故障・破損については、乙は可能な限り原因調査を行い、速やかに甲と今後の対応について協議するものとする。

なお、軽微な部品の交換等で対応できない故障・破損については、別途業務として

取り扱う。

5) 性能検査受検

クレーン等安全規則第81条及び、第84条に基づいて実施される登録性能検査機関による性能検査を受検すること。

検査対象：移動式ハーバークレーン（ジブが伸縮しないホイールクレーン）  
（※検査証有効期限 令和9年1月22日）

性能検査に要する費用（受検料等）は、委託料に含むものとする。

5 支給品

点検業務において、クレーン運転に必要な燃料（軽油）及び電力は無償にて支給するが、前記小修繕における部品・材料、点検に必要な機器・工具及び、次を始めとする消耗品類は、原則として乙が準備するものとする。

なお、特殊な消耗品等については、別途協議のうえ対応する。

対象箇所	油脂必要量
1 2 シリンダーディーゼルエンジン	約94ℓ
ラジエーター	約200ℓ
各ディファレンシャル	約42ℓ
各車輪ハブ	約6.5ℓ
各リデューサーギア	約1.5ℓ
各ディスクブレーキ	約0.25ℓ
スーパーストラクチャア・油圧オイルタンク	約1,125ℓ
旋回減速機	約47ℓ
63トン巻上減速機	約280ℓ
セントラル・潤滑システム	約10ℓ
ジブ・ケーブルリール 減速機	約5.5ℓ
〃 各中間ギア	約0.4ℓ
発電機 駆動側ベアリング	70 (グラム)
〃 非駆動側ベアリング	60 (グラム)
巻上モーター 駆動側ベアリング	50 (グラム)
〃 非駆動側ベアリング	30 (グラム)
ポンプモーター 両側ベアリング	30 (グラム)

使用する油脂の種類は別紙メンテナンスチェックリスト及びグリース表参照。

6 提出書類

点検報告書は、月次及び年次の定期自主検査が完了後、遅滞なく、2部提出するものとする。

点検により確認した不具合部分は、状況を撮影した写真と共に報告書に記載するものとする。

7 完成図書及び付属品の貸与

業務の遂行のために必要な完成図書及び付属品は貸与する。

8 保証等

本業務を行うに当たっては、対象設備について十分に熟知したうえで行うものとし、必要であれば対象設備の製造業者等に確認を行うこと。

本業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により事故・障害が発生した場合は、乙の責任において対処するものとする。

## 9 疑義

(1) 本仕様書における疑義及び記載なき事項については、甲と乙で協議するものとする。

(2) 本業務の履行にあたり、疑義を生じた場合は、その都度遅滞なく甲に報告し、協議しなければならない。報告を怠って履行し障害が発生した場合は、乙の責任において対処するものとする。

## 10 業務の引継ぎ

(1) 本業務終了後、甲から本業務に関する問い合わせを受けた場合は、乙は誠実にこれに協力するものとする。

(2) 令和8年4月1日からの業務の移行を円滑に行うため、令和7年度本業務受託者と事前の業務引継ぎを行うこと。

(3) 事前の業務引継ぎに必要な経費については、受託者の負担とする。また、何らかの原因で本業の契約が締結とならなかった場合も同様とする。

(4) 委託期間満了等により受託者が変更する場合は、責任をもって業務引継ぎを行うこと。

## 11 その他

(1) 労働安全衛生法、クレーン等安全規則等、クレーンの保守点検業務に関連する法令を遵守すること。また、使用者として労働関係法令等を遵守すること。

(2) 委託期間中は、緊急を要する障害時等に備え、昼夜を問わず対応できる連絡体制を整え、甲より緊急対応の依頼があれば、速やかに対応すること。